

## 7. ゴルバチョフ大統領の登場とソ連邦の崩壊

### (1) 外相間定期協議と平和条約締結交渉の再開

一九八五年三月の就任以来、ゴルバチョフ書記長は、INF全廃条約の締結、アフガニスタン撤兵、通常兵力の一方的削減など一連の「新思考外交」を展開する中で、アジア・太平洋地域に関しても、一九八六年七月のウラジオストク演説、一九八八年九月のクラスノヤルスク演説等において、同地域に対する関心を表明し、対日関係についても、その改善の必要性に対する認識を述べました。

このような動きの中で、八年間中断されていた外相間定期協議が一九八六年一月に再開され、また、議員交流の再開、我が国要人の訪ソ等、日ソ間の政治対話は次第に拡大傾向を示してきました。シエヴァルナツゼ外相がソ連外相としては十年ぶりに我が国を公式訪問し、開催された第六回日ソ外相間定期協議では、両外相間で三時間以上にわたり領土問題を含む平和条約交渉が行われ、さらに、その継続についても合意をみました。このように、ソ連側は北方領土問題につき話合いのテーブルにつくことすら拒否するという理不尽な態度を改めましたが、北方領土問題についての厳しい立場そのものには変化はありませんでした。

同年五月には安倍外相が訪ソし、モスクワにおいて第七回外相間定期協議が開催されました。この訪ソでは、領土問題を含む平和条約交渉が継続されたほか、ゴルバチョフ書記長との間で二時間にわたる会談が行われました。安倍外相から北方領土問題を解決し平和条約を締結することが日ソ関係の将来にとって最も重要である旨主

張したのに対し、ゴルバチョフ書記長は、「あなた方は取り上げてはいけない問題を取り上げようとしている。すなわちこの問題は国境不可侵の問題に係るものである。これは第二次世界大戦の結果として既に合法性を与えられている問題である」と述べ、一月の際と同様ソ連側の厳しい立場に変化は見られませんでした。

なお、一九七六年から中断されていた北方墓参（十四頁参照）については、一九八六年五月のモスクワでの日ソ外相間定期協議の際の話合いを受けて、同年七月二日、我が国の北方領土問題に関する



1989年8月の墓参（水島島）

立場を害さない形での合意が日ソ間で成立しました。その結果、北方墓参は、同年八月、十一月ぶりに再開され、八九年八月には十九年ぶりに国後島への墓参が、また九〇年八月には一九六四年の北方墓参開始以来初めて択捉島への墓参が実施されました。

## (2) 平和条約締結交渉の継続と平和条約作業グループの設置

その後、ココム問題、ソ連のスパイ事件等があり、日ソ関係には冷却化の兆しがみられました。一九八八年に入り、再び対話の拡大がみられるようになりました。しかし、七月に中曽根元総理が訪ソした際、ゴルバチョフ書記長は、「戦後の現実から出発しなければならぬ。一九五六年にはソ連はその当時の現実を勘案し、善意によつて二島を返還しようとの立場をとった。しかし、日本は四島の返還を要求した。」と述べました。

八八年十二月にはシェヴァルナツゼ外相が訪日し、第八回日ソ外相間定期協議が行われました。この定期協議において外務次官レベルの平和条約作業グループが常設されました。(以後この平和条約作業グループの会合はソ連時代に八回、ロシアとの間で七回開催されています。その結果、北方領土問題をめぐる法的・歴史的議論は双方の間で既に尽くされ、残るはロシア指導部の政治的決断のみとなつていきます。)

八九年五月には宇野外相が訪ソし、第九回日ソ外相間定期協議が行われました。その中で日本側から、領土問題を解決して平和条約を締結することを最重要課題として日ソ関係全体を均衡のとれた形で拡大させるという「拡大均衡」の考え方を提示し、ソ連側の基本的理解を得ました。しかし、北方領土問題に関するソ連の立場は依然として固いものであり、シェヴァルナツゼ外相は「南の部分を含む『クリル列島』のソ連への帰属は、国際法上、歴史上、地理上確実なものである。」との立場を繰り返しましたが、日米安全保障条約に対する評価については、「日米安全保障条約が存続している状況下であっても、ソ連側は、日ソ平和条約交渉を開始し、平和条約を締結することは可能である。」との考え方を初めて表明しました。

八九年九月の国連総会の際での外相会談において、ソ連側から一九九一年のゴルバチョフ議長の見解の意向が表明されました。

九〇年九月にはシェヴァルナツゼ外相が訪日し、第一〇回日ソ外相間定期協議が行われました。領土問題については具体的な進展はみられませんでした。ゴルバチョフ大統領の訪日に関して、ソ連側から九一年四月中旬の訪日の意向が表明されました。

九一年一月には、中山外相が訪ソし、保守派の台頭を警告して辞任したシェヴァルナツゼ外相に代わつて就任したベスマルトヌイフ外相と第十一回日ソ外相間定期協議が行われました。同会談において、ベスマルトヌイフ外相は、「いろいろな要因があつてこの作業は非常に難しい。……この問題というのは、一回の最高首脳の間で決まるような性質のものではない。」ということを強調しました。また、ゴルバチョフ大統領は、「この問題は、第二次大戦の結果として出てきた問題との側面を有している。……日ソの問題はどこから見ても非常に複雑であり、現実的に考えていく必要がある。いままぐに解決策が出てくるという性格のものではない。」と述べるにとどまりました。

## (3) 日ソ首脳会談、ソ連邦崩壊とロシア連邦の登場

その後三月にはベスマルトヌイフ外相が訪日して第十二回日ソ外相間定期協議が行われ、四月のゴルバチョフ大統領訪日による日ソ首脳会談の開催に至りました。

この日ソ首脳会談においても、残念ながら北方領土問題解決の突破口は開けませんでしたが、合計六回、十二時間以上にわたる徹底した議論の結果署名された日ソ共同声明においては、「歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の帰属についての双方の立場を考慮しつつ領土画定の問題を含む」両国間の平和条約の話合いが行われたこと、



共同声明に署名してゴルバチョフ大統領と握手する海部総理 (1991.4)

及び「平和条約が、領土問題の解決を含む最終的な戦後処理の文書であるべきこと」が確認されました。これは、言い換えれば、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の四島が平和条約において解決されるべき領土問題の対象であることが、初めて文書の形で疑義の余地なく明確に確認されたことを意味します。

さらに、この共同声明においては、「平和条約の準備を完了させるための作業を加速することが第一義的に重要であること」が強調されており、領土問題の解決を含む平和条約の締結が持つ重要性が両国の最高首脳レベルで確認されました。

なお、この首脳会談においては、合計十五に及ぶ実務関係の文書が作成されました。

九一年四月の共同声明を出発点として、北方領土問題解決へ向けた新たな努力が開始されましたが、同年夏以降ソ連の国内情勢は急激に流動化し、八月のクーデター未遂と共産

党支配の終焉を経て、ついに十二月、六十九年間続いたソ連邦は名実共に崩壊しました。しかし、新たに登場したロシア連邦はソ連邦と継続性を有する同一の国家であり、また、北方領土の地理的所在にかんがみ、以後の領土返還交渉の相手は当然ロシア連邦となりました。この間、新たな国家建設に乗り出したロシア側から、北方領土問題について従来より一歩進んだアプローチが示唆されるようになりました。

九一年九月、ロシア共和国からハズブラートフ最高会議議長代行が、エリツィン大統領から海部総理にあてた親書を携え訪日しました。ハズブラートフ議長代行からは、第二次世界大戦における戦勝国、敗戦国の区別を放棄すること、領土問題を「法と正義」に基づいて解決すること、問題の解決を先延ばしにしないこと等の考え方が表明されました。

九一年十月には中山外相がモスクワを訪問し、エリツィン大統領に対し、「法と正義」に基づき一日も早く北方領土問題を解決して平和条約を締結することの必要性を改めて表明しました。

この間、ロシア国内において民族主義的立場から北方領土の日本への返還に反対する勢力が活発化し、また北方領土に居住する住民の間で将来への不安が高まる等の新たな動きが出てきました。これに対しエリツィン大統領は、十一月のロシア国民への手紙において、「法と正義」に基づく問題の解決と、日本との関係における最終的な戦後処理の達成の必要性を指摘しつつ、北方領土住民の懸念及びロシアの世論に配慮していく旨を述べました。

九二年一月、宮澤総理はニューヨークにおいてエリツィン大統領と会談し、エリツィン大統領は九月に訪日する意向である旨を表明しました。

これを受けて九月までの間に平和条約作業グループが二回（二月モスクワ、七月東京）、外相間協議が三回（三月東京、五月モスクワ、九月モスクワ）開催される等、日露両国間で精力的な訪日準備作業が継続されました。

交渉に当たり、我が国は、ロシア側が九一年後半以降示してきた新たなアプローチを踏まえ、北方四島に居住するロシア国民の人権、利益及び希望は返還後も十分に尊重していくこと、また、四島の日本への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟に対応する考えであることを明示しつつ、柔軟かつ理性的な対応をとりました。

しかし、この間ロシア国内における北方領土問題をめぐる議論は更に尖鋭化し、次第に不安定の度を強めつつあったロシアの内政状況も影響して、領土問題、ひいてはロシア政府の対日姿勢そのものが政争の対象とされるようになりました。こうした状況にあつて、九月九日、エリツィン大統領は宮澤総理に対し電話にて、ロシア国内の事情により訪日を延期せざるを得ない旨を伝えてきました。訪日開始の四日前に至つて、このような形で延期が決定されたことは極めて遺憾でしたが、我が国としては冷静に事態に対処し、その後のロシア国内の情勢を見極めつつ一連の実務関係を進めるとともに、外相レベルで二回（九月ニューヨーク、九三年一月パリ）、外務次官レベルで一回（十二月モスクワ）の協議を経て、エリツィン大統領の訪日準備作業の再開が合意され、訪日準備が進められました。

なお、九二年九月には日露両国外務省の協力により、「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」が完成しました。北方領土問題に関する客観的な事実を集めたこの資料集は、作成過程における日露双方の緊密な協力と共に、過去十回にわたる平和条約作業グル



日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集（1992）

ープがもたらした大きな成果として意義のあるものです。

## 8. 東京宣言及びそれ以降の流れ

### (1) エリツィン大統領の訪日と東京宣言

こうして、エリツィン大統領は九三年十月十一日から十三日までの日程で日本を公式訪問しました。この訪問では、日露両国の首脳が領土問題を含む二国間関係及び国際情勢について率直に話し合った結果、今後の日露関係の進展のための新たな基盤を作ることができました。